

## 宮城県宿泊税条例施行規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、宮城県宿泊税条例(令和六年宮城県条例第六十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

（宿泊料金）

第三条 条例第三条の規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額(当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。)から次に掲げる額を除いた金額とする。

- 一 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- 二 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- 三 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして県税事務局長が認めるものに相当する額

（課税免除）

第四条 条例第四条第一号に規定する規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。次号において同じ。)が編成した教育課程に基づく活動
- 二 前号に定めるもののほか、当該学校の教育活動を実施する団体(当該学校の校長(園長を含む。以下同じ。)が当該校長の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の教員又は職員が顧問として置かれているものに限る。)が、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画(当該校長がその定めるところによりあらかじめ承認したものに限る。)に基づき実施する課外活動

（特別徴収義務者の指定の通知）

第五条 県税事務局長は、条例第九条第二項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の登録の通知等)

第六条 条例第十条第四項の規定による通知は、宿泊税特別徴収義務者登録通知書により通知するものとする。

- 2 条例第十条第八項の規定による届出は、宿泊税登録事項変更届出書により行わなければならない。
- 3 条例第十条第九項、第十項又は第十一項の規定による届出は、宿泊税経営休止・再開・廃止届出書により行わなければならない。

(特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置)

第七条 条例第十条第五項の規定により特別徴収義務者の証票の交付を受けた者がその証票を失ったときは、直ちに、その旨を記載した宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書を県税事務所に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の失った証票は、無効とする。

(申告期限の特例の要件等)

第八条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次項の申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前十二月間(以下「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が三百六十万円以下であること。
  - 二 条例第十一条第三項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。
  - 三 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
  - 四 対象期間において、県税に係る徴収金を滞納していないこと。
  - 五 申請月の十二月前の月の初日までに、申告納入に係る宿泊施設について旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による許可若しくは国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十三条第三項の規定による特定認定を受け、又は住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第三条第一項の規定による届出を行い、かつ、条例第十条第一項又は第二項の規定による登録の申請を行っていること。
  - 六 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 2 条例第十一条第二項の規定の適用を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書を県税事務所に提出しなければならない。
  - 3 県税事務局長は、前項の規定により当該申請をした者に対し申請に対する処分を決定したとき及び条例第十一条第三項の規定により特別徴収義務者に対し承認の取消しをしたときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認・不承認・承認取消通知書により通知しなければならない。

(関係帳簿及び関係書類の電磁的記録による保存等)

第九条 条例第十三条に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）の規定の例により、作成、備付け及び保存をしなければならない。

- 2 条例第十三条第六項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。
- 3 条例第十三条第六項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。
- 4 条例第十三条第六項後段に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第十三条第二項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。
- 5 条例第十三条第六項後段に規定する規則で定める要件は、電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に相当する場合とする。

(更正又は決定の通知)

第十条 県税事務所長は、法第七百三十三条の十六、第七百三十三条の十八又は第七百三十三条の十九の規定により宿泊税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

(賦課徴収)

第十一条 宿泊税の賦課徴収については、第二条から前条に定めるものを除くほか、宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第三条、第六条の二、第八条から第八条の三まで、第九条の二から第十二条まで、第十二条の六から第十五条まで、第十六条第一項及び第十七条から第二十条の三までの規定を準用する。この場合において、同規則第三条第二項第二号及び第五号並びに第三項第二号、第十七条第四号中「県税」とあるのは「宿泊税」と、同規則第六条の二第一項中「条例」とあるのは「宿泊税条例（令和六年条例第六十号）第十五条の規定により準用する宮城県県税条例」と、同規則第六条の二第二項、第十一条並びに第十六条第一項中「条例」とあるのは「宿泊税条例第十七条の規定により準用する宮城県県税条例」と、同規則第六条の二第二項及び第二十条の三第一項中「県税の」とあるのは「宿泊税の」と、同規則第十条中「条例」とあるのは「宿泊税条例」と、同規則第十七条中「条例第十六条第三項（条例第十六条の二第四項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「宿泊税条例第十四条第一項の規定により準用する宮城県県税条例第十六条第三項」と読み替えるものとする。

(文書の様式)

第十二条 条例及びこの規則の規定による通知書その他の書類の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第一号から様式第十三号までによるものとする。

様式	書類等の名称	根拠条文
様式第一号	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第五条
様式第二号	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	条例第十条第一項及び第二項
様式第三号	宿泊税特別徴収義務者証	条例第十条第五項
様式第四号	宿泊税特別徴収義務者登録通知書	第六条第一項
様式第五号	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	第六条第二項
様式第六号	宿泊税経営休止・再開・廃止届出書	第六条第三項
様式第七号	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	第七条第一項
様式第八号	宿泊税納入申告書	条例第十一条第一項
様式第九号	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書	第八条第二項
様式第十号	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認・不承認・承認取消通知書	第八条第三項
様式第十一号	宿泊税還付(納入義務免除)申請書	条例第十二条第二項
様式第十二号	宿泊税の還付(納入義務免除)申請に係る通知書	条例第十二条第四項
様式第十三号	宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書	第十条

2 知事は、宿泊税の賦課徴収について必要があるときは、宮城県県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第五条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。